附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、第一条及び次条の規定は、公布の日から施行する。

（介護福祉士の養成に係る高等学校等又は介護福祉士試験の受験資格の特例に係る高等学校等の指定に関する経過措置）

第二条　第二条の規定による改正後の社会福祉士介護福祉士学校指定規則第八条又は附則第二条に定める基準による介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第百二十五号）第六条の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第百二十五号）第三条の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）第四十条第二項第四号に規定する高等学校若しくは中等教育学校又は同法附則第九条第一項に規定する高等学校若しくは中等教育学校の指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この省令の施行前においても行うことができる。

○厚生労働省令第百三十二号

社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第百二十五号）及び介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第七十二号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年十月二十一日　　厚生労働大臣　小宮山洋子

社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部を改正する省令

（社会福祉士及び介護福祉士法施行規則の一部改正）

第一条　社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和六十二年厚生省令第四十九号）の一部を次のように改正する。

第十九条中「第三十九条第二号」を「第四十条第二項第二号」に改める。

第二十条中「第三十九条第三号」を「第四十条第二項第三号」に改める。

第二十一条中「第四十条第二項第三号」を「第四十条第二項第六号」に改める。

第二十二条第三項中「第四十条第二項第一号」を「第四十条第二項第一号から第五号まで」に改め、同条第四項中「第三十九条第一号から第三号まで」を「第四十条第二項第一号から第三号まで」に改める。

第二十三条第一項中「及びこころとからだのしくみの領域」を「、こころとからだのしくみの領域及び医療的ケアの領域」に改める。

第二十四条の二第三号を次のように改める。

三　介護福祉士試験に合格した年月

第二十六条中「、「を厚生労働大臣」とあるのは「に法第三十九条各号のいずれかに該当することを証する書面を添付し、これを厚生労働大臣」と、「ならない」とあるのは「ならない。ただし、同条第四号に該当する者にあつては、同号に該当することを証する書面の添付を要しない」と」を削る。

第二十八条第一項第一号中「第三十九条第一号から第三号まで」を「第四十条第二項第一号から第三号まで若しくは第五号」に改める。

附則第一条の次に次の一条を加える。

（介護福祉士試験の受験資格に関する暫定措置）

第一条の二　第二十一条の規定の適用については、当分の間、同条中「認められた者」とあるのは、「認められた者及び三年以上介護等の業務に従事した者のうち、介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第二十二条の二十三第一項に規定する介護職員基礎研修課程を修了した者であつて、附則第十三条第三号の喀痰吸引等研修を修了したことを証する書類の交付を受けたもの」と読み替えるものとする。

附則第二条第一号中「附則第二条第一項」を「附則第九条第一項」に改める。

様式第五及び様式第六を次のように改める。

様式第五（第２４条関係）（表面）

介護福祉士試験受験申込書

収入印紙（消印しないこと。）	※整理番号

| フリガナ | | |